

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高知県幡多郡三原村

### 2 構造改革特別区域の名称

三原村濁酒特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

三原村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

本村は、高知県の西南部に位置し、高知市へ約 150km (車で約 3 時間) の距離にあり、周囲を中村市、宿毛市、土佐清水市の 3 市に囲まれ、南に標高 865m の今ノ山を頂点とする山並で周囲を囲まれた盆地状をなしており、平坦部でも 120~160m の標高があり、南北 9.5km、東西 14.4km、総面積 85.35k<sup>2</sup> であり、山林が 87% を占める緑と水の豊かな山村である。

(単位: k<sup>2</sup>)

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
85.35	3.82	0.94	0.45	74.55	0.59	5.0
100%	4.5%	1.1%	0.5%	87.3%	0.7%	5.9%

(資料: 高知縣市町村振興課 (民有課税地))

#### (2) 気候

気候は、年間平均気温 16.4 度、年間降雨量: 2,080mm と温暖で雨が多く比較的農林業の生産環境に適してはいるが、夏季の台風の進路にあたり被害を受けることが多い。周囲を山に囲まれた内陸性の気象条件から、昼夜の温度差が大きく、降雪期間が 11 月上旬~3 月下旬と長く、積雪は年間 2~3 回である。

#### (3) 人口

人口の推移は、昭和 25 年の 3,655 人をピークに減少の一途をたどり、平成 12 年の国勢調査では 1,871 人とピーク時の 51.2% まで減少していることに加え、高齢化率 33.6% と高齢化が進んでいる。

(単位: 人)

	H 2	H 7 (対 5 年前比)	H 1 2 (対 5 年前比)
人口	2,005	1,986 ( 0.9% )	1,871 ( 5.8% )
世帯数	749	764 ( 2.0% )	749 ( 2.0% )

(資料: 国勢調査)

(4) 産業

本村の基幹産業は農林業である。

高齢化による担い手不足などにより農家は年々減少してきており、それに伴い耕地面積（田 306ha（対 10 年前比 3.2%）、畑 40ha（" 36.5%））も減少してきており、耕作放棄地の増加がみられる。

その課題策として、基盤整備の推進による圃場整備の完了、米のブランド化、U・I ターン者を対象とした農業公社での新規就農者の確保育成事業（研修農場での実践研修制度）、大手メーカーと連携したトマト栽培による園芸農業の展開など一定の成果は上がってきているものの、農業農村を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

林業においては、民有林の人工林率は 68%（面積 2,970ha）に達しており、県下でも優良な人工林が形成されている。しかしながら、農業と同様に林業労働者の減少、高齢化等厳しいのが現状である。

(参考) 産業別人口（単位：人）

	H 2	H 7 (対 5 年前比)	H 1 2 (対 5 年前比)
第 1 次産業	296	191 ( 35.5%)	225 ( 17.8%)
うち農業	254	166 ( 34.6%)	190 ( 14.5%)
うち林業	41	23 ( 43.9%)	33 ( 43.5%)
うち漁業	1	2 ( 100.0%)	2 ( 0.0%)
第 2 次産業	348	432 ( 24.1%)	282 ( 34.7%)
第 3 次産業	396	417 ( 5.3%)	384 ( 7.9%)
総 数	1,040	1,040 ( 0.0%)	892 ( 14.2%)

(資料：国勢調査)

専兼別農家数（単位：戸）

	H 2	H 7 (対 5 年前比)	H 1 2 (対 5 年前比)
専 業	60	54 ( 10.0%)	47 ( 13.0%)
第 1 種兼業	58	41 ( 29.3%)	27 ( 34.1%)
第 2 種兼業	223	218 ( 2.2%)	159 ( 27.1%)
総 農 家 数	341	313 ( 8.2%)	278 ( 11.2%)

(資料：農業センサス)

職業別従業者数（単位：人）

	H 3 従業者数	H 8 (対 5 年前比) 従業者数	H 1 3 (対 5 年前比) 従業者数
建設業	233	206 ( 11.6%)	174 ( 15.5%)
製造業	186	193 ( 3.8%)	127 ( 34.2%)
運輸・通信業	33	37 ( 12.1%)	32 ( 13.5%)
飲食店等	108	77 ( 28.7%)	106 ( 37.7%)
サービス業	128	131 ( 2.3%)	133 ( 1.5%)
公務(その他)	45	50 ( 11.1%)	49 ( 2.0%)
計	733	694 ( 5.3%)	621 ( 10.5%)

(資料：事業所・企業統計調査報告)

#### ( 5 ) 規制の特別措置を講じる必要性

本村には名所や自然的公園など観光資源が無いいため宿泊客の収容が見込めないことや交流施設などの受け入れ体制も未整備のため交流が進んでいないのが現状であり、また、観光地を有する隣接の3市とはアクセスが悪く、これらの三市との連携、交流が進まず地理的な有利性を生かせない状況にあります。

このようなことから、新たな時代に対応した地産地消による産業の振興や都市部と農村部の交流による村づくりをめざし、各種イベントの開催など自然的社会的条件等を活かした交流人口を増加させ、地域産業及び農林産物の消費拡大を図り地域全体の経済を活性化させるために必要である。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

#### ( 1 ) 規制の緩和を活用

以前は、造り酒屋で地酒作りも行われていた当村。

うまい米として県下では高い評価を得ている「みはら米」で造った「濁酒」をセールスポイントとして活用し、「みはら米」の消費拡大を図っていくとともに、併せて都市部の消費者等が本村の直販所（夢市場）や農家レストラン等を訪れて農産物を購入していく事は、農林産物の販路の拡大や地産地消を促すこととなる。

このように「食」と「農」の距離を近づけることによる地域農業の振興及び都市部と農村部の共生・対流等により農業農村の活性化が図られる。

#### ( 2 ) 観光資源の無い村での交流

本村には名所や自然的公園など観光資源が無いいため宿泊客の収容が見込めないことや交流施設などの受け入れ体制も未整備のため、都市などとの交流が進んでいないのが現状である。

また、本村の周辺には「四万十川」や「足摺岬」等の観光地を有する中村市、土佐清水市、宿毛市の3市に隣接しているが、アクセスが悪くこれらの三市との連携、交流が進まず地理的な有利性を生かせない状況にあります。

今回の申請により、それらを打開し、新たな時代に対応した都市と農村の交流による村づくりをめざし、各種イベントの開催による交流人口の拡大、また、本村の気象や地形、農村集落などの自然的社会的条件を活かした交流を基調とする産業の振興に取り組み、農林業、商工業、サービス業などの産業間の一体となったネットワークづくりを行い、新しいシステムの構築や村民の日常的な交流を基にした新たな活動が図られます。

#### ( 3 ) 地産地消を推進した高齢者・女性による農業農村の活性化

本村においても、全国の中山間地域と同じように、地理的な制約から、道路等各種基盤整備の遅れ、産業の停滞、低所得、若者の流出、過疎化、高齢化などの課題が山積みしており、また、地域の担い手の大半が60歳代後半という状況にあることから、この年代が後期高齢者となるまでのここ数年間の取り組みが村勢の将来方向を大きく左右する状況にあります。

そのような状況の中、村民自らが村の置かれている状況を再確認し、村づくりの気運を高め、内発的な村づくり運動の高揚を図っていく必要があります。

高齢者・女性を地域の活性化への重要な担い手として位置付け、高齢者・女性が持つ豊富な知識、経験、技術を生かしながら、生きがいづくりと併せ、地産地消を推進し、生産活動や地域社会活動への参画を促進していくことが、農業農村の活性化へのポイントであると考えられます。

その中で、直販所・青空市での販売は、地域内で生産されたものを地域内で直接消費者に販売する地産地消の典型的な活動のひとつである。

均質や多量出荷への対応が困難な高齢者が、少量でも販売できる生きがいづくりや、女性が作った農産物やその農作物を加工した食品を、自分名義で出荷することで自己名義の収入が確保できるという効果もあり、また、地域全体にとっても少量多品目を生産する農家などにも好都合である。

地産地消を推進することにより、高齢者や女性が持つ経験と知恵が活かされる。

また、生産者が、新鮮で安全・安心な食料を安定的に供給することは、都市部消費者との交流が生み出され、農業の持続的な発展が期待される。

農業を営む人が暮らしやすく、働きやすい条件を整備し、誇りをもって農業・農村の良さを育ていけるよう「うるおい」と「やすらぎ」のある自立した農村づくりに取り組み、こうした取り組みを通じ、都市との交流を図り、農業を中心とした産業おこしや地域づくりが図られます。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

地産地消とは、「地域で生産された農産物を、地域内又はできる限り近い地域で消費すること」のほか、都市部の消費者が農村部の直販所や青空市で農産物を購入することは、地産地消の典型的な活動のひとつであり、また、農家レストランを訪れてその土地の料理を食する行為も地産地消と言える。

このことから地産地消の推進を目標に、直販所においては、新たな販路の確保、特に規格がそろわず市場出荷が困難であった商品や自家用野菜の余剰野菜の出荷により所得の向上を図っていく。一方、消費者の反応を直接知ること、作付け計画や出荷時の値決めを見直すといった経営感覚の向上も図っていく。

また、農家レストラン等の地域食材提供施設においては、農家の市場に出せない農産物加工食品の出品による農産物の商品化率の向上、さらに、地元で取れる旬の農畜産物や山や川の旬の幸を食材に活かした料理の提供により、地域の気候・風土にあった農産物の生産の存続、向上を図っていく。一方、消費者に安全・安心な地域食材を使った料理の提供により、農村住民とのふれあい、信頼感など地域農業の理解を図っていくなど、地産地消の推進により地域の活性化や農家レストランの開業など新たな産業の創造を図っていく。

また、地域にとっても都市部住民の来訪は、都市農村交流に役立ち、当村でのグリーンツーリズムの芽生え、見出す事ことにより滞在型交流人口の確保を図っていく。

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による濁酒の製造事業」は、県内ではうまい米として高い評価を得ている「みはら米」を使用して自家製で造った濁酒を

活用し、「みはら米」の消費拡大をはじめ、地産地消の推進や都市・農村の交流を促す各種施策を通じて、農業農村の活性化を図ることを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 交流の可能性

本村は観光資源が乏しく、また、地形的な条件から流入人口も極めて少ないなど、交流人口による経済効果はほとんどないのが現状である。

しかしながら、地場産品並びに地域のPRを目的に、平成7年より取り組んでいるふるさと宅配便事業等を通じて、田舎の良さを提供し続けてきた。結果、農産物生産者と消費者という関係で、地場産品と都市との交流が拓かれている。当村には誇りに思える農作物があり、昨今の健康・安全志向の機運にも乗せ、地産地消も含めた田舎の農産物を軸に交流の促進を図る。その物の流れを引き金として、やがて人的な交流が生れる事を期待する。

また、地元住民にもてなしの心で来村客を迎えるという意識改革を図り、心のつながりを活発に進めるようになれば、人の動きと物の動きも活発化することが期待され、直販所や小売商店等の売上額も増加が期待される。

今後は、自家製の「濁酒」と農業感謝祭を組み合わせたイベント並びに農村体験のプログラムを計画、実施する事で、交流人口から滞在人口へとより地域への経済効果が大きな交流の形態を創り出す。それに応じて農家民宿等の新規創業など、グリーンツーリズムの振興が新たな産業を創出する期待がもてる。

・地域全体の交流人口の目標

	H15年	H17年目標	H22年目標	H23年以降
日帰り客数	300人	500人	2,000人	2,500人

### (2) 農業の可能性

現在、当村では、農家1戸当たりの平均耕地面積は、1haと県平均の0.6haを上回っているが、農家1戸当たりの農業生産所得525千円は県平均の1,108千円の47.4%と低い。このことは、本村の農業が規模の小さい稲作の単一経営が主体であることや、園芸農業には不利な自然条件などが原因である。

このように農業所得が低いことなどから後継者の減少により高齢農家の比率が増加し、農家数は年々減少している。2次・3次産業に所得を求め農家の兼業化が進んでいたが、近年の不況による縫製業の廃業や建設業等の低迷により2次産業就業者が減少してきている。一方、3次産業は、1次・2次産業の動向に伴いその活動も低い水準にあるなど不況は山村にもおよび中高齢者の失業者が増加している中、農林産業への期待や依存度は大きい。

このような状況を生産者が危機的にとらえ、自発的な改革に取り組むことが重要である。上記(1)に掲げた農村滞在型の施策は、従前にはない農業振興の施策であり、作るから創るへの提案である。時代に対応した農業のスタイルを模索し、都市と農村の交流に繋げていく事で、新たな農業の可能性が見出せると考えられる。

このように、農業の可能性を深めていくことで、生産者の基盤も強化し、生きが

い対策へもつながる。また、夢市場を通じて、販売の促進をはかり、農家の所得向上並びに生産意欲の向上が期待できる。

### (3) その他関連事業への波及効果

上記(1)にも記載してあるが、従前からの地域の農業振興施策の中で、全国より会員を募集して、三原村の農産物を発送する「ふるさと宅配便」事業や米の消費拡大や地域の活性化を目的に特産品として産み出した地酒「やぶ隠し」の開発・販路開拓などに取組んできた。本申請がもたらす、各種施策による交流人口の増加は、これら関連事業へも相当な経済効果が期待できる。三原村を知ってもらうことでファンを作り、交流を深める。それに伴い生産者や加工グループの意欲の向上を図ることが期待できる。

今回の申請による「濁酒」の効果は上記効果も含め、多方面での社会的・経済的効果を産み出すツールとなる可能性を秘めていると考えられる(フローチャート「農業農村の可能性」に全体のイメージとして記す)。

### 新規事業

今回の農家レストランと自家製の酒類製造は小規模ながらも新たな事業が期待される。又、将来的には、農家民宿等の開業も期待される。

	現 在	H 1 7 年	H 2 2 年目標
農家レストランによる濁酒製造件数	0 件	1 件	5 件
農家民宿による濁酒製造件数	0 件	0 件	H 2 2 年以降 1 件

### 農産物直販所(夢市場)の向上

交流人口の増加に伴う販売額の向上、農業生産物出荷量の増加等からもう一つの農業所得の増加効果が期待できる。

	H 1 2 年実績	H 1 5 年実績	H 2 2 年目標
販売額	21,169 千円	21,448 千円	25,000 千円

### ふるさと宅配便

村内の農産物・加工品を全国の会員(年会費1万円)に年2回発送。減少している会員数の増加が期待できる。

	H 1 0 年実績	H 1 5 年実績	H 2 2 年目標
発送個数	3 1 2 個	9 4 個	1 5 0 個
会員数	8 6 人	4 0 人	7 0 人

## 8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

## 9 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

### (1) 直販所の活性化(地産地消の推進)

直販所等の活用は、高齢者や女性が参画しやすく、また、農家にとっては、新たな販路の確保、市場での規定外商品や自家用野菜を出荷することにより所得の向上につながるという直接的な経済効果を図ります。

### (2) 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

清流まつり： 緑の豊かな山村を流れる清流で、鮎釣りやうなぎ・鮎のつかみ取り、宝さがしなど家族の交流を図るイベントを開催。三原村のキャンプ場の宣伝も兼ねて行うイベントには、村外からの親子連れも多い。交流人口が望める事業であり、イベントの一層の定着と地域の活性化を図る。

農林健康文化祭： 農家自慢の農作物の品評会、手芸品の展示品評会、食生活改善グループによる健康料理の試食会、三原牛・豚・猪・鹿肉での焼肉コーナー、婦人グループ等による手作り弁当・料理の販売など自然等を活用したイベントを開催し、都市部住民と地域住民との交流の場を提供して、三原村のファンづくりを進めます。

### (3) 遊休農地等を活用した田園の景観づくり

豊かな自然環境を維持するため、耕作放棄地の増加により荒廃しつつある田畑を活用し、地域住民等による雑草刈りなど整備を行い、コスモス、菜の花、ヒマワリ、レンゲ等の四季折々の花を植栽することにより、農地の遊休化の防止及びその景観資源を活用した交流人口の増加を図ります。

### (4) ふるさと宅配便

三原村の地場産品の販路開拓と交流人口を促進する目的で取組み始めたふるさと便事業。村の「食」文化をテーマに農業農村の香に包まれた安全な食材・食品を、全国から会員を募り発送する。現在は、年間2回(9月・12月)旬の食材・食品をお届け。特区計画を通じて全国の消費者との交流を図り、会員の増加に努める。

(別紙)

## 1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

## 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

酒類を自己の営業場において飲用を供する業を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法7条2項（最低製造数量基準（年間6キロリットル））の規定は、適用しない。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン（飲食店）、農家民宿、旅館などを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造となり、農業農村の活性化にもつながる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段ともなり、濁酒と併せて地元食材を提供することは、地産地消の促進へも波及するものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にもつながるといふ視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考えられる。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。